

# オンライン資格確認による 公費負担医療制度の受給資格の確認への対応

厚生労働省

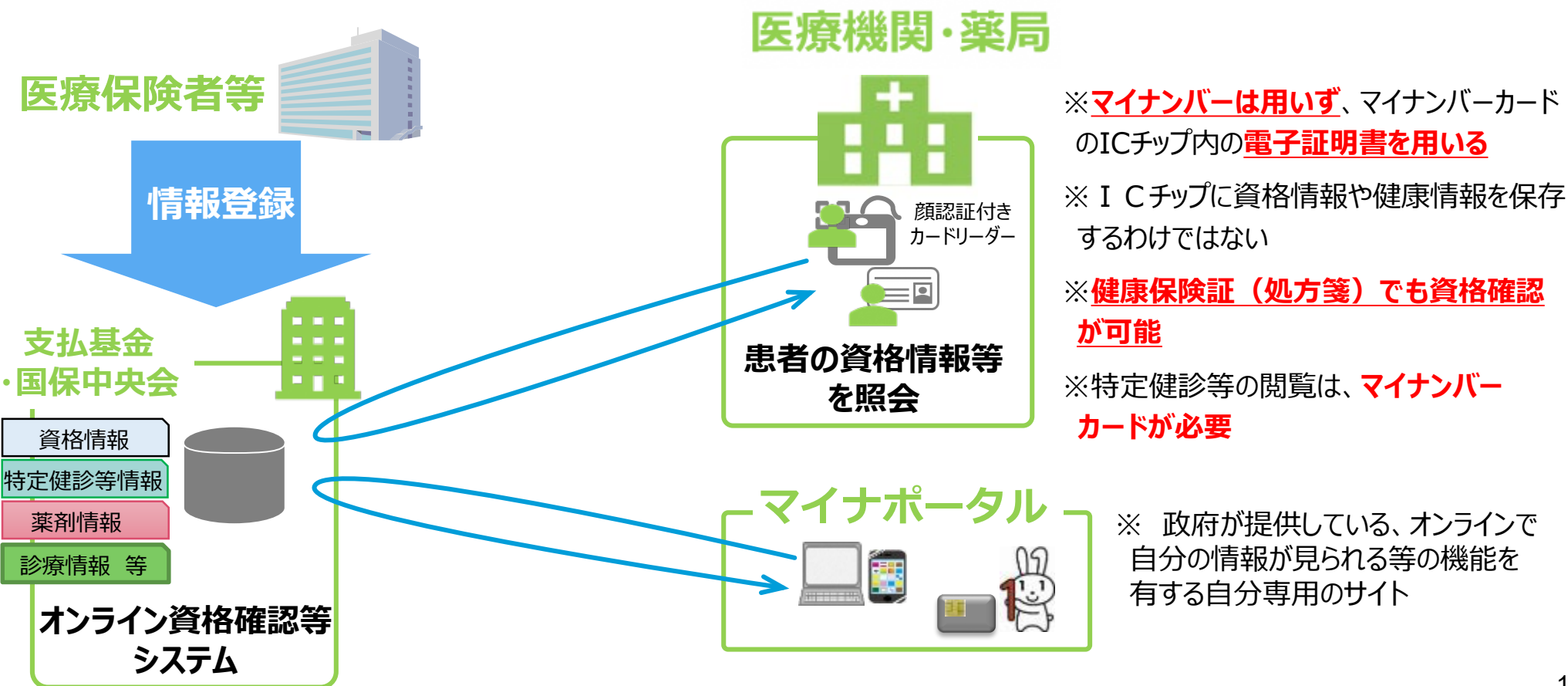
政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

令和 5 年 3 月 30 日（木）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

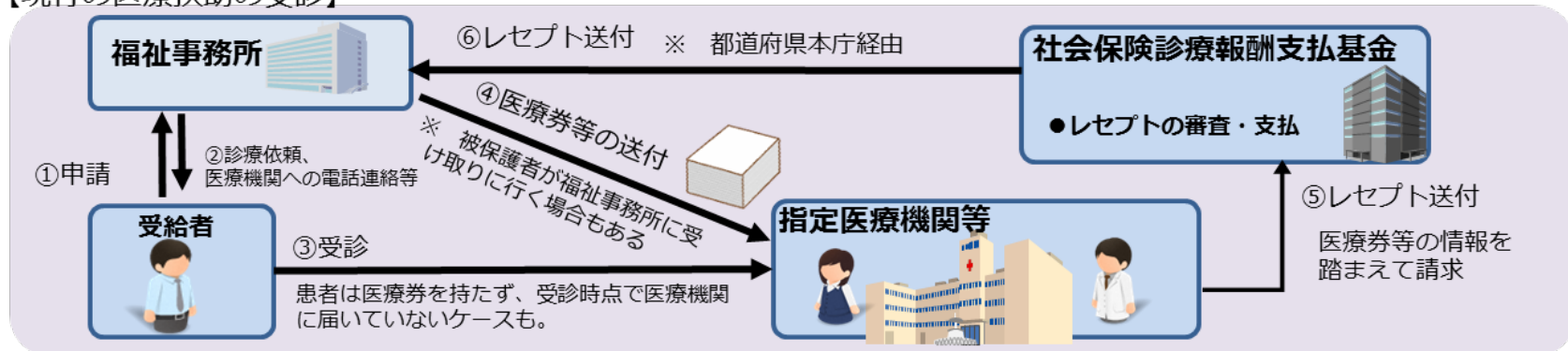
- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



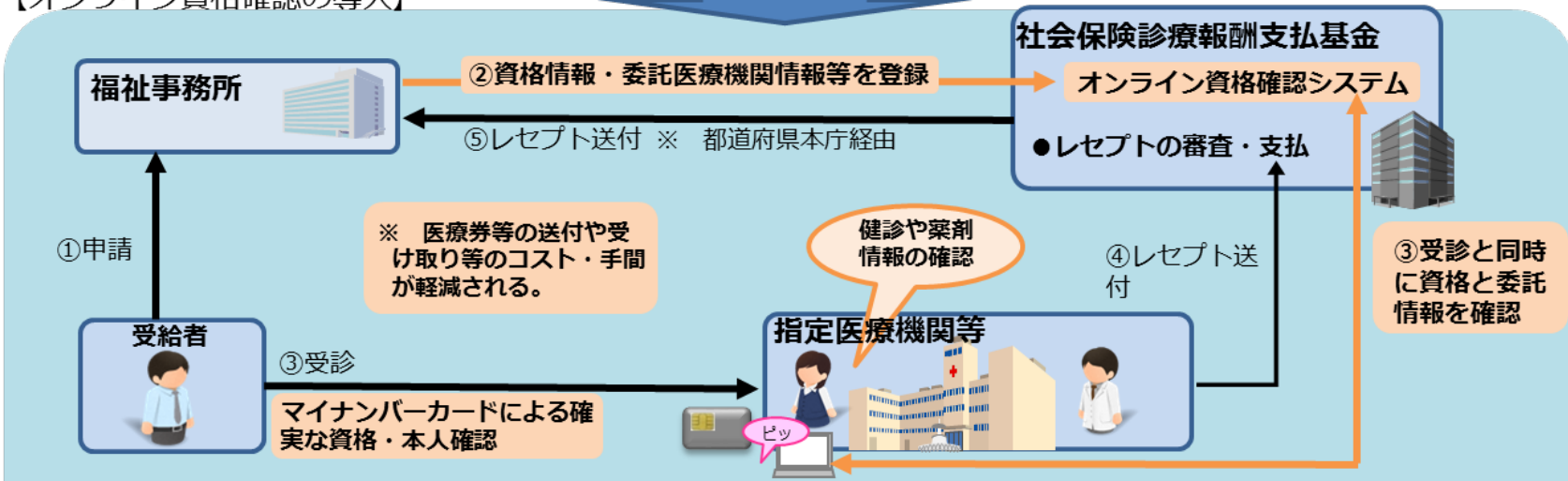
# 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
  - 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。
- ※ これに併せ、医療扶助の受給者番号等について医療保険の被保険者番号等と同様に受給者番号等の告知要求制限等の個人情報保護に係る法的整備を行う。

【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



※ 医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合等マイナンバーカードによる資格確認ができない場合については、医療券を併用し、必要な受診に支障がないようにする。

# マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 (令和5年2月17日) 中間とりまとめ (抄)

## マイナンバーカードと健康保険証一体化の意義

○ (略)

さらに、マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、今後の医療DXの基盤となる仕組みであり、将来的には、診察券や公費負担医療の受給者証もマイナンバーカードと一体化していくことにより、ますます、国民や医療現場にとってのメリットの実感が大きくなると考えられる。こうした将来も見据えながら、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて取組を加速し、令和6年秋の保険証廃止を混乱なく迎えられよう、入念に準備する必要がある。

## 一体化に当たっての取組

(1) ~ (7) 略

(8) 説明会等

- ・ 公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードを一元化すれば、カードのメリットやカード取得のインセンティブになるのではないかという意見があり、医療DXの取組の中でその実現を図る。

## Ⅲ 具体的な施策及び到達点←

### （2）全国医療情報プラットフォームの構築←

#### ②自治体、介護事業者等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築←

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業者等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界があるところ。←

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携機能を整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。←